

須賀川市入札参加資格審査申請の手引き(建設工事)

1. スケジュール

受付期間	令和 8 年 10 月 1 日(木曜日)～令和 8 年 11 月 27 日(金曜日)
結果公表	令和 9 年 3 月中旬

2. 審査基準日

令和 8 年 7 月 1 日

3. 有効期間

令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日(2 年間)

4. 申請書の提出方法

提出方法	郵送(一般書留、簡易書留又はレターパック等) ※ 令和 8 年 11 月 27 日(金曜日)必着
郵送先	〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 須賀川市財政課契約管理係
提出時の注意点	① メール便、ゆうパック等の信書の送付ができない方法での提出は受け付けません。 ② 書類不備等があった際は電話で連絡しますので、令和8年12月11日(金)までに不備・不足のあった書類を提出してください。間に合わない際は申請不可となりますので、お早目の手続きをお願いします。 ③ やむを得ず持参により提出する際は、平日の9時～16時に市役所2階の財政課契約管理係にお越しください。(この場合も事後審査となります。) ④ 「提出書類チェックリスト」の番号順に並べ、クリアファイルに入れて提出してください。 ⑤ 書類はホッチキスで止めないでください。 ⑥ 決算書等の冊子での提出は不可です。必要な部分のみ提出ください。 ⑦ パンフレット等の審査に関係のない物は同封しないでください。

5. 申請ができる者

次の全てに該当する場合に、入札参加資格の申請ができます。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項各号に該当しないこと。

【地方自治法施行令第 167 条の4第1項各号】

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号に該当した場合においては、その事実があった後3年を経過していること。

【地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号】

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 工事若しくは製造の請負、物品の買入れ又は委託等その他の契約に関して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため、競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合においては、当該通知の日から3年を経過していること。

(4) 5.(3)に規定する契約に関して保証した者で、故意にその義務を免れた場合においては、その事実のあった日から3年を経過していること。

(5) 資格審査に関する申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)に故意に虚偽の事項を記載していないこと。

(6) 工事の請負については、工事種別に応じ、資格審査基準日の直前2年間に於いて完成工事高があること。

(7) 申請種別に関する事業について、法令の規定により許可若しくは認可を受け、又は登録をし、その

他必要な資格を有すること。

- (8) 申請書等により国税(法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納していないことが確認できること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に規定する社会的非難関係者でないこと。
- (10) 工事の請負については、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること。

6. 審査内容

須賀川市入札参加資格等審査会において次の事項及び申請内容を総合的に審査します。

(1) 客観的事項

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 85 号)で定めるところによる。

(2) 発注者別評価事項(須賀川市競争入札参加資格登録規程(令和 8 年 月 日須賀川市告示第 号)参照。)

市内に本店又は主たる営業所を有する者のみ、次の内容に係る点数を付与する。

ア 工事成績

イ 労働福祉の状況

ウ 地域社会貢献の状況

エ 建設業法上の処分の有無

オ 入札参加資格制限の有無

7. 申請種別

1 土木一式	11 鋼構造物	21 熱絶縁
2 建築一式	12 鉄筋	22 電気通信
3 大工	13 舗装	23 造園
4 左官	14 しゅんせつ	24 さく井
5 とび・土工・コンクリート	15 板金	25 建具
6 石	16 ガラス	26 水道施設
7 屋根	17 塗装	27 消防施設
8 電気	18 防水	28 清掃施設
9 管	19 内装仕上	29 解体
10 タイル・レンガ・ブロック	20 機械器具設置	

8. 提出書類の記載方法等

(1) 申請書 (第1号様式(その1))	①「01申請区分」欄は、該当する申請区分の番号に○印を付すこと。なお、「1新規」とは、本市に対して初めて申請する場合をいう。 ②「03登録番号(新規以外)」欄は、「01申請区分」において「2更新」を選択した場合において、前回の申請により付された登録番号(10000 から始まる10桁の番号)を記入すること。 ③「08商号又は名称」欄は、株式会社等法人の種類を表す際は略称を用いずに記入すること。 ④「09代表者役職、20受任者役職」欄は、代表者又は受任者の役職を記入すること。なお、契約書や請求書等に用いるものと同じとすること。 ⑤「09代表者氏名、13担当者氏名、20受任者氏名」欄は、姓と名前との間に1文字空けること。 ⑥「12本社(店)メールアドレス、23委任先メールアドレス」欄は、本市からの入札や契約等の種々の連絡に対応できるアドレスを記入すること。 ⑦「14担当者電話番号」欄は、担当者と連絡が取れる番号を記入すること。なお、内線番号は適宜記入すること。 ⑧「17電子入札用ICカードの登録の有無」欄は、本市の電子入札システムへ登録している場合に「有」に○印を付すこと。 ⑨「代表者印」は省略可。
(2) 申請書 (第1号様式(その2))	①「03登録番号(新規以外)」欄は、申請書(第1号様式(その1))の「03」と同様とすること。 ②「27登録を希望する業種」欄は、申請する業種の①番号に○印を付すこと。②の欄は、建設業許可の一般・特定の区分を○で選択し、③の欄には、経営規模等評価・総合評定値通知書(以下「経審」という。)の総合評定値(P)を転記すること。なお、当該申請書の注意事項に記載する要件を満たさなければ申請できないので、よく確認の上記入すること。 ③「28登録を希望する業種に関する建設業許可状況」欄は、審査基準日時点において有効な許可番号等を記入すること。 ④「29経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の基準日」欄は、令和7年7月1日～令和8年6月30日の範囲であること。 ⑤「30資本金、出資金又は元入金」欄は、経審の資本金額を転記すること。
(3) 建設業許可証明書又は通知書の写し (添付書類)	①建設業許可が審査基準日現在において有効であることを証明できる建設業許可証明書等の写しを添付すること。 ②許可更新手続き中の場合は、更新前の許可証明書の写し及び所管官庁の受付印のある建設業許可申請書の写しを提出し、更新後速やかに通知書の写しを追加で提出すること。
(4) 経営規模等評価結果・総合評定値通	①審査基準日が令和7年7月1日～令和8年6月30日の経審の写しを添付すること。

知書(経審)の写し (添付書類)	②上記の経審が未着の場合には、受付印が押印された経審申請書の写しを添付し、令和8年12月18日(金)までに経審及びそれに対応した総合評価値(P)等を記載した申請書(第1号様式(その2))を追加で提出すること。
(5) 社会保険等未加入の理由書 (第10号様式)	①社会保険、健康保険、厚生年金に加入していない場合にのみ提出すること。 ②正当な理由がなく社会保険等に参加していない場合は、申請不可となるので注意すること。
(6) 委任状 (添付書類)	①委任先を設ける場合にのみ提出すること。 ②委任先を設ける場合は、入札、見積、契約、請求等の本市との契約に係る全てを支店又は営業所等に委任すること。 ③建設業法上の許可営業所に限り、委任先として指定可。 ④代表者印、受任者印ともに省略可。 ⑤委任状にある様式は、標準例にある項目を具備していれば任意様式で可。 ⑥委任期間は、令和9年4月1日～令和11年3月31日と記載すること。
(7) 建設業法施行規則第2条第1号関係様式 (添付書類)	①委任先を設ける場合にのみ提出すること。 ②提出を要する様式は、建設業法施行規則第2条第1号関係様式である「営業所一覧表別紙二(2)」(変更がある場合は最新の「様式第二十二号の二」の写し)。 ③委任先の営業所又は支店等で建設業法上の許可のない業種は委任不可。
(8) 支店・営業所等の状況報告書 (第6号様式)	①本市内の支店又は営業所等を委任先とする場合にのみ提出すること。 ②本市に納付した法人市民税が無い場合は申請不可。ただし、本市へ支店又は営業所等を設置し、1年以内で法人市民税の申告期限未到来の場合に限り、営業(事業所)所在地証明書を添付することで申請可とする。 ③「常駐職員の確認」には、直接雇用している常勤職員の人数等を記載し、雇用関係を証明できるものを添付すること(監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書、その他これらに準ずる書類)。関係のない項目は、黒塗り等のマスキングを施すこと。 ④「支店・営業所等の写真」は当該様式に貼付又はデータを取り込んで印刷すること(別紙に分けて提出しても可。)
(9) 営業(所在地)証明書又はその写し (添付書類)	①本市へ支店又は営業所等を設置し、1年以内で法人市民税の申告期限未到来の場合にのみ提出すること。 ②営業(所在地)証明書は須賀川市税務収納課から交付を受けること。 ③申請日から遡って3か月以内に発行された営業(所在地)証明書又はその写しを提出すること。
(10) 工事経歴書 (第7号様式)	①登録を希望する業種ごと、営業年度ごとに区分し、各上位金額5件以内を記入すること。また、工種ごと、営業年度ごとに別葉とすること。 ②経審の完成工事高の選択(2年平均又は3年平均)にあわせ、審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度に含まれる完成工事高を記入すること。なお、審査基準日の直前2年に工事経歴が無い場合は申請不可。 ③請負代金の額は消費税抜きとすること。

	④下請工事の場合、発注者名は元請業者名とし、工事名は下請工事名とすること。
(11) 技術者経歴書 (第8号様式)	①申請書で選択した工種ごとに作成すること。 ②記載する技術者の人数は、各7名以内とすること。 ③必要となる資格(建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ又は第15条第2号イ、ハに該当する職員)を有する職員を記載すること。 ④「最終学歴」の学校名は、学校の種別(高校、大学又は専門学校等)でも可。ただし、指定学科を卒業し、その後の実務経験年数により資格を有することとなった者については、学校名及び専攻学科を必ず記載すること。 ⑤「該当工事・業務種別に必要となる資格」の欄には、申請書で選択した工事種別に関連するもののみとすること。 ⑥同一人物を複数の業種の技術者とすることは可能(業種数に制限はないが、実際に担当する工事種別のみに記載すること。) ⑦「実務経歴」は、審査基準日の直前2年間のうち、上位金額1件を具体的名称で記載すること。 ⑧「実務経験年数」は、審査基準日時点のものとする。 ⑨「技術者区分」は、経審における技術者の区分と同一の欄に○印を付すこと。
(12) 納税証明書(国税)又はその写し (添付書類)	①法人の場合は、「様式その3の3」、個人事業主の場合は、「様式その3の2」の証明書又はその写しを提出すること。 ②申請日から遡って3か月以内に税務署から発行された納税証明書又はその写しを提出すること。
(13) 直前2年分の納税証明書(須賀川市税 法人)又はその写し (添付書類)	①本市に納税義務がある法人のみ提出すること(法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に限る。) (例)須賀川市内に本社・支店・営業所等がある。 (例)須賀川市内に支店等はないが、倉庫があり固定資産税、軽自動車税等の納税義務がある。 ②審査基準日の直前2年において、本市に納付し、又は納付すべき額が確定した①の税に係る証明書を提出すること。 (例)法人市民税:審査基準日の直前2年(令和6年7月1日～令和8年6月30日)に申告・納税の期限が到来した事業年度分の納税証明書 (例)固定資産税等の年度で課税されるもの:令和7年度及び令和8年度分 ③納税証明書は、申請日から遡って3か月以内に発行された原本又はその写しとすること。
法人の場合	
(14) 直前2年分の納税証明書(須賀川市税 個人)又はその写し (添付書類)	①本市に納税義務がある個人事業主のみ提出すること(固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税に限る。) (例)個人事業主の住民票が本市にあり、固定資産税、都市計画税の納付義務がある。また、同一世帯に国民健康保険加入者がおり、世帯主である代表者が国民健康保険の納税義務がある(この場合、代表者本人が社会保険に加入していても、国民健康保険の納税証明書の提出が必要となるので注意。) (例)個人事業主の住民票所在地は市外であるが、本市内に土地を所有してお

個人事業主の場合	り、固定資産税、都市計画税の納税義務がある。 ②審査基準日の直前2年において、本市に納付し、又は納付すべき額が確定した上記の税に係る証明書を提出すること。 ③納税証明書は、申請日から遡って3か月以内に発行された原本又はその写しとすること。
(15) 地域社会貢献の状況 (第9号様式)	①本市内に本店を有する場合又は本市内の支店若しくは営業所等を委任先としている場合のみ提出すること。 ②「過去1年間の企業としての奉仕活動」は、令和7年7月1日～令和8年6月30日に実施したものを記載し、活動内容を証明する書類(加入団体の証明書、新聞記事、記録写真等)を必ず添付すること。 ③「従業員雇用状況」は、本市内に住民票のある代表者を除く正規職員(※)のみを記載すること。 ※非常勤、パート、アルバイト、日雇い、派遣社員等を除く継続して雇用している常勤の職員(技術職や事務職等の職種は問わない) ④「従業員雇用状況」の障がい者数を記載した際の添付書類は、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」(令和8年7月1日時点の状況)の写しとすること。
(16) 提出書類チェックリスト(建設工事) (添付書類)	①当該チェックリストを一番上にし、以降はリストの順番に並べ申請書一式をクリアファイルに入れて提出すること。 ②当該チェックリストにより、提出書類が揃っているか確認の上、申請者チェック欄に「✓」又は「○」を付すこと。 ③表の上部に「商号又は名称」を記入すること(記載漏れが多いので注意すること。)

9. その他注意点

- (1) 令和 7・8 年度の申請分より、申請書と委任状の押印が省略可となりました。建設工事について、その他の変更はありません。
- (2) 申請書等に故意に虚偽の記載をして提出したことが判明した場合には、登録できません。また、登録後に判明した場合は、登録を取り消します。
- (3) 申請内容に関して、受付期間を過ぎてからの訂正は認めないので、申請にあたっては十分に注意してください。
- (4) 提出書類を手書きする場合は、ボールペン又は万年筆を使用してください。なお、ゴム印を使用できる部分は使用して差し支えありませんが、鉛筆やフリクションペンでの記入は無効となります。
- (5) 申請書に記載する代表者・受任者の職名は、契約書、見積書、請求書等に使用する役職名としてください。
- (6) 今回の申請より、資格決定通知書の発行を廃止します。登録内容については市 HP に令和 9 年 3 月中旬頃掲載予定の競争入札参加資格者公表名簿を御確認ください。
- (7) 経審が途切れることがないように審査を受け、最新の「総合評価値通知書」の交付を受けたら、その都度契約管理係に速やかに写しを提出してください。
- (8) 資格登録後に、申請事項に変更が生じたときは、変更届を提出願います。(郵送、WEB 申請可)

提出先：須賀川市財政課契約管理係
問合せ先：0248-88-9180（直通）

※ 変更届の様式や添付書類等の詳細は、市HPを確認してください。

【 須賀川市≫事業者の方へ≫入札・契約等≫入札参加資格審査≫入札参加資格審査事項変更届 】